

第四十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第十三号

昭和四十年三月二十五日（木曜日）

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 有田 喜一君

理事 中川 俊思君

理事 多賀谷眞稔君

小笠 公韶君

田中 六助君

野見山清造君

田原 春次君

理事 壽原 正一君

理事 中村 寅太君

理事 滝井 義高君

上林山榮吉君

西岡 武夫君

三原 朝雄君

中村 重光君

出席政府委員

農林事務官 丹羽雅次郎君

農地局長 岡崎 英城君

通商産業政務次官 井上 亮君

通商産業事務官 井上 亮君

石炭局長

大蔵事務官 吉瀬 維哉君

大蔵事務官 竹内 道雄君

農林事務官 安藤文一郎君

農地局長 佐成 重範君

通商産業事務官 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

石炭局長 佐成 重範君

田春夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七〇号）

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案（内閣提出第五九号）

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七一号）

産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案（細谷治嘉君外七名提出、衆法第一〇号）

加藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案、及び細谷治嘉君外七名提出の産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

滝井義高君。

滝井委員 ただいま議題となりました諸法律案について質問をいたしますが、農地局長に来てもらってください。それから大蔵省はできれば主計局長、主計局長の次長、次長はちょっと来てもらわなければいかぬと思うが、それと、主計官と理財局長を呼んでください。

まず第一に私がお尋ねしたいのは、最近無資力の鉱害が非常に多くなってきておられるわけです。そこで、無資力鉱害の復旧を一体どういうふうに今後合理的にやっていくかという問題を、二の角度から質問してみたいと思います。

まず、われわれが無資力鉱害を議論する場合には、現在石炭鉱業の採掘のために未復旧の鉱害というものが一体幾らあるかということですね。もちろん、これは今度の新しい鉱害政策の中で全国的な調査をやるという問題も重要な問題になっておるわけです。しかし、ただいま福岡県の議会の議長からも言われたように、三百五十六億の二倍、三倍ある、こういうようなおことばもあつたわけです。まず、政府としては現状で未復旧の鉱害がどの程度あると推定しておられるのか、それが一つ。それから、ずいぶん山もつぶれるのだけれども、やはりあがり山もなれば、撤退作戦というのは相当払って乱掘をやってくるわけです。そこで、炭鉱の数は減ったけれども、年々発生する鉱害というものは相当ふえつつあるというのが現状だと思つておられるのか、この二点をまず御説明願いたい。

○井上政府委員 滝井先生お尋ねの第一点は、現在無資力の既発生鉱害量ほどの程度か……。

○滝井委員 有資力、無資力合わせて……。

○井上政府委員 有資力の既発生鉱害量につきましては、三十八年度末の調査で、大手が大体三十三億円程度、中小が百四十四億円、合計して四百七十九億円程度と私も想定いたしております。

それから、三十八年度末の無資力の既発生鉱害量といたしましては八十六億円。

それから、御参考までに申し上げますが、

将来発生鉱害といいますが、大体年々どの程度ずつふえていくか、私どもは年々二十五億程度ずつふえていくというふうに考えております。したがって、これは三十九年から四十六年まで八年間というふうに考えますと、大体二百億くらいにふえていく見込みだというふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、無資力のうちの既発生分八十六億というのは、大手がないので、全部中小だ、こういうことになるわけですね。

○井上政府委員 そうだと思つておられます。

○滝井委員 いまお述べになったとおり、四百七十九億と八十六億と二百億、七百億をこえる八百億近くは、今後無資力の鉱害というものが非常に多くなつていく傾向があるわけですね。無資力の鉱害が多くなるということは、無資力の復旧工事が多くなることを意味するわけですね。そこで、過去から現在まで無資力鉱害の推移というものは、一体どういう推移で工事が行なわれてきておられるのか、それを簡単にすつと推移を述べていただきたいと思つておられます。

○井上政府委員 年度別に臨鉱復旧関係の無資力、有資力関係について調査したものがあつて、そのうち無資力の関係について申し上げますと、昭和二十七年には二百十五万円、昭和二十八年には二百五十三万円、二十九年は二百七十七万円、三十一年度は千九百四十万円、三十二年度は六千九百二十二万円、三十三年度は八千五百三十三万円、三十四年度は一億一千七百六十六万円、三十五年度は二億三千三百九十七万円、三十六年度は二億二千三百万円、三十七年度は二億一千八百万円、三十八年度は三億五千八百万円、なお御参考までに、三十九年度は六億九千八百万円、さら

三月二十五日

委員岡田春夫君辞任につき、その補欠として田原春次君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員岡田春次君辞任につき、その補欠として岡田春次君が議長の名で委員に選任された。

委員岡田春次君辞任につき、その補欠として岡田春次君が議長の名で委員に選任された。

委員岡田春次君辞任につき、その補欠として岡田春次君が議長の名で委員に選任された。

委員岡田春次君辞任につき、その補欠として岡田春次君が議長の名で委員に選任された。

委員岡田春次君辞任につき、その補欠として岡田春次君が議長の名で委員に選任された。

第二類第四号

石炭対策特別委員会會議録第十三号

昭和四十年三月二十五日

に四十年の計画は、三十九年度の約倍になりまして十二億九千万円、これらを総合計いたしますと三十三億九千万円。

○滝井委員 そうしますと、この三十三億九千万円は、既発生八十六億の中に入っていないのですね。

○井上政府委員 お説のとおりでございます。

○滝井委員 四十年度は十二億九千万円で、四十年度は入っておりますか。

○井上政府委員 あれは三十八年度までで御説明申し上げましたから、その後の分は入りません。

○滝井委員 そうしますと、三十九年度、四十年度は入っております。

無資力鉱害の復旧事業量を見てみると、昭和二十七年に二百五十万円のものが、四十年年度では十二億九千万円と、五、六百倍の増加になっておるわけです。まずこれが非常に問題のところですよ。そうしますと、無資力鉱害の復旧の主体というものは一体だれなのか。

○井上政府委員 無資力鉱害の復旧につきましては、ただいま御審議いただいております臨鉱法で処理いたしておりますが、したがって、復旧の主体は復旧事業団になるかと思っております。

○滝井委員 復旧の主体が復旧事業団ということ、同時にそのものが工事施行者であるということと、同時にそのものが工事施行者であるということと、同時にそのものが工事施行者であるということとなんてすね。

○井上政府委員 お説のとおりでございます。

○滝井委員 これで大体無資力鉱害の工事施行者というものははっきりしたわけです。そうしますと、これは天日さんがおらないとぐあいが悪いところなんです、きょうはこちらにいないので、次会には来てもらわなければなりません、石炭局長が来て答えていただきたいのです。

この無資力鉱害が飛躍的に拡大する現状において、施行者としての鉱害復旧事業団は、五百倍六百倍とウナギ登りをしていく無資力鉱害を復旧する資金の確保は、一体順当にいつておるのかどうかということですよ。

○井上政府委員 滝井先生御承知のように、無資力鉱害の復旧につきましては、有資力の場合と違ひまして、国と地方公共団体がまかなうという仕組みに相なっております。その限りにおいては、一応充足されておるわけでございますが、ただ、おそらく滝井先生の御質問は、まだ残存鉱害が相当多数残っておりますので、むしろ、それについて十分かという御質問であろうと思ひます。そういふ意味につきましては申し上げます。

と、先ほど御説明申し上げましたように、年々無資力鉱害の量もふえておりますが、予算も激増しておる姿になっております。特に四十年年度の計画につきましても、三十八年度あたりを比べますと四倍近くになっておる、また三十九年度に比べますと二倍近い予算を計上しておるという姿に相なっております。現実にはこれだけ十分だといふふうには必ずしも私には考えておりません。今後とも逐次予算を拡大し、無資力鉱害の復旧を一日も早く施行するように努力してまいりたいというふうな考えでおります。

○滝井委員 今後の問題は、既発生の分は、これは三十九年、四十年は入っていませんけれども、八十六億あるし、予算の拡大も、なるほど数字的に見れば、二百五十万円程度のものが十二億というように拡大してきておるわけですから、その限りでは多いわけですよ。しかし、一方、無資力鉱害者の立場からいって、何とこの復旧のおそいことよということになるわけですよ。そこで問題は、工事施行者である事業団が順当に資金繰りができるかできないかということが、やはりこの際における大きな問題点になってくるわけですよ。

私は、きょうは、いまの法律を一番に打ち破ろうという考え方を持って質問をしていないのです。全くいまの法律の範囲内で最大限やれることはやってみる必要があるという、きわめて現状維持的な保守的な立場で、きょうは質問しているのです。理事会でやるような革新的な主張でないということをひとつ頭に置いて答弁してもらいたい

と思う。そこで、工事主体の事業団の資金の確保というものは、借入れ金をしたり、何か事業団債を発行することができません。実際は事業団債やらは発行してないわけでしょう。そうしますと、事業団が資金繰りをやる際には、一体金はどこから借りておりますか。

○井上政府委員 現在は、つなぎといたしましては、市中銀行から借りているという姿であります。

○滝井委員 市中銀行から事業団が金を借りるといふことは、事業団の経理を非常に圧迫することになる。高い利子の金を借りる、したがって、そのことは復旧費のコストを上げることになるわけですよ。それでここにひとつ考えなければならぬ問題点が出てくるわけですよ。

そこで、一つの提案というか、あなた方の意見を聞かなければならぬ。これからは少し革新的になるかもしれないが、幸いに鉱害賠償基金というものができておるわけですよ。この賠償基金は、御存じのとおり、人間的にいうと、天日さんが基金の理事長であり、鉱害復旧事業団の理事長で、一人二役、二足のわらじをはいておるわけですよ。このことは非常に両者の関係をうまくすることになるわけですよ。そこで、賠償基金の金を復旧事業団は借りることができるといふこととす。

○井上政府委員 鉱害復旧事業団のつなぎ資金として現在市中から借りておりますが、政府資金から借りたほうが有利なことは、御指摘のとおりでございます。金利等も軽いわけでございます。そこで、賠償基金から復旧事業団が融資を受けられれば、お説のとおり非常に仕事もスムーズにやりやすいというふうにも考えますので、この点につきましては、ただいま大蔵当局とも打ち合わせ中でございます。私の希望といたしましては、できるだけそういうことができるように努力したいと考えております。

○滝井委員 理財局は来ておりますか

○加藤委員長 間もなく参ります。○滝井委員 こういふことはタイムリーにさつとやらないと、言質がとれないのです。石炭局長はよろしいと言ったんだから、来てもらわないと進めにくいから、至急来てもらってください。これは質問の大事なポイントなんです。

そこで、現在の市中銀行の問題について——合理化事業団、それから産炭地振興事業団、これは銀行から借りた金は利子補給が行なわれておるのではないですか。

○井上政府委員 産炭地振興事業団は、市中から借りるといふことは現在いたしておりません。これは全く一般会計予算と財投という面からまかなっております。その資金で運用しておるという実態でございます。

合理化事業団につきましては、鉱害復旧事業団と同じように、つなぎを市中から若干借りておりますけれども、これに対する利子補給はございません。

○滝井委員 これは私まで勉強がいつておりませんが、市中銀行から借りた場合は利子補給の道は法的には開かれておるのでしょうか。

○井上政府委員 法律的に申しますと、これは政府の方針で利子補給の予算を組めば可能性はございます。しかし、現実には利子補給していないというのが実態でございます。

○滝井委員 産炭地振興事業団はどうですか、これも市中銀行から借りた場合は利子補給の道は開かれておりますか。

○井上政府委員 産炭地振興事業団は市中から借りることを予定いたしておりませんし、したがって、利子補給するといふような考え方もないわけですよ。産炭地振興事業団は、御承知のように、市中から借りますと、つくりまます土地造成の費用もかさみますし、政府関係のみというところで現在考えて運用いたしておりますので、そういうことはございません。また、するつもりもありません。

○滝井委員 そうしますと、基金がいま資金繰りのために市中銀行から金を借りる場合に、それは

担保はどういう関係になっておられますか。

○井上政府委員 無担保で借りておられます。

○滝井委員 無担保でばく大きな金を貸してくれませぬ。

○井上政府委員 やはり政府関係機関でございませぬから、その名の信用によりまして借りておられるのが実態でございます。

○滝井委員 利子は高くとられておるでしょうから。

そうしますと、大蔵省が来てからいままのところはやるとして、農林省にお尋ねするわけですが、御存じのとおり、無資力飢害がだんだんふえていく、その場合に、復旧費の中に占める農地の比重というものは非常に高くなつてきつたわけですね。その場合に、農地の復旧というのは、十一月の終わりから十二月にかけて稲の刈り入れが終わつてしまつてから、三月までの短い間に工事をすることになるわけですね。そうしますと、当然、四十年程度なら四十年程度の工事が認可になつてからやつておつたのでは、今度は稲の植えつけができません。冬の間は短い間に大車輪をかけて三、四カ月の間に工事を完成してしまわなければならぬわけですね。そうなりますと、いまの無資力飢害を中心にして、有資力であっても結論的には同じですが、考へてみますと、事前着工ということが非常に問題になってくるわけですね。実はこのことが同時に資金繰りにも関係してくるわけですが、事前着工が問題になる。そうしますと、一体飢害復旧における農地の事前着工というものは、これは許されるものかどうか。

○丹羽政府委員 事前着工という御趣旨がちょっとわかりかねるわけですが、復旧事業を承認いたしましたして、復旧事業に着手する。いまおっしゃいましたような事情もございませぬので、あるいは下部におきましては単年度の事業を承認いたしております。そこで、みすみす同じことをやることをやらなければならぬ。そこで、一年の

事業でなく二年にわたる事業も承認をいたすことによつて、その翌年度の事業の着工がすみやかにいけるような措置を考へるといふ方法を最近とおる次第であります。

○滝井委員 ちよつともう一度。

○丹羽政府委員 つまり、一年度ごとに計画を承認いたしましたして、その承認後復旧事業に着手する、いま先生がおっしゃいましたように、スタートが非常におくれるわけですね。そこで、単年度事業計画の承認ということではなくて、二年にわたる事業を合わせてきめることによりまして計画承認ができておられますから、新しい年度に入りましては、計画承認、着工の準備等の措置をしないので、継続して次の仕事に入る、そういう方法を最近できるだけ活用する考へ方でおります。

○滝井委員 わかりました。したがつて、農地については、単年度計画でなく多年度計画をやるのだ、こういうことになるわけですね。そうしますと、ここに必然的に事前着工、施越し工事というのですが、これが出てくるわけですね。これは、飢害復旧のような特殊のものについては、災害復旧なんかもそういう場合があるのですが、会計検査も大目に見る、それから通産省のほうも農林省のいまのような多年度計画を認めるということになれば大目に見る、こう理解をして差しつかえないわけですね。

○丹羽政府委員 災害復旧につきましては施越し工事が認められておられて、その他の農林省の土地改良事業は認められておりませぬ。ところが、飢害復旧に關しましては、いま先生がおっしゃつたような問題もございませぬし、先ほど来のお話にございましたように、できれば予算の不足を少しでも現業的に解決していきたいという立場で、本年度当初米、施越し工事につきまして大蔵省と交渉いたしましたして、了解を得ました。

○滝井委員 吉瀬さん、来られて早々で非常にお話ですけれども、いまだだんだん飢害復旧の費用の中に占める農地の復旧費が非常に大化してき

た、したがつて、これを単年度でやつておつたのでは農地の復旧がスムーズにうまくいかない、そこで、二年度とか三年度とかいう多年度計画で総合的に農地復旧をやる、そうしますと、必然的にそこに出てくるのは、これは労働力の離散を防ぎ、あるいは仮設工事をやつたり機械設備をそこへ持つてきてやつておるわけですから、それが単年度で切られてしまつと、労働力は離散し、機械はまたよその工事に持つていかなければならぬ、能率的にいつても非常にロスが多い。そこで、多年度工事として認可をして、施越し工事、事前着工を認めるといふことについては、通産省も農林省も、やむを得ない、こういうことを言っているわけですね。そこで、それは大蔵省もよろしいかということなわけです。

○吉瀬説明員 ただいまの施越し工事の件でございませぬが、いまお尋ねのような実態も勘案しまして、通産省、農林省といろいろ御相談の上、特に本年度から一定のものにつきまして施越し工事を認める、こういう線です。承けております。

○滝井委員 農地について施越し工事を大体確認してもらつたことなわけですね。そこで石炭局長に少しお尋ねしますが、無資力飢害の工事施行者が復旧事業団だということになりますと、復旧事業団は、自分自身の事業団の機構を運営する事務的なプロパーな経費と、それから無資力飢害を復旧するに關するいろいろな経費と、両面の経費が必要になつてくるわけですね。そこで、その潤滑油の役割りをやるそれらの二面の経費が順当に回転をしないと、無資力飢害の復旧ができないことなる。そこで、無資力飢害復旧に伴う復旧事業団の経費の推移というものはどうなつておるのかということ、特に、昔からはい

いで、三十八年、三十九年、四十年はどの程度両面の経費が要るのか、それをひとつ御説明願いたい。——ちよつと待つてくださいます。資金課長が参つたそうですから、いまのはあとでもう一べん質問します。

力飢害が非常に多くなつてきたわけですね。その無資力飢害の施行主体は飢害復旧事業団である。そこで、復旧事業団の資金繰りを円滑にするためには、どこからか金を借りなければならぬ。これは銀行からいませぬ借りの道がある。ところが、銀行から借りれば担保を要すると思つておつたのだが、担保は要らないそうです。しかし、これは高い利子を払わなければならぬ。高い利子を払えば、それだけ事業団の経理を圧迫することになるし、復旧費の資金コストを高くする。そこで、銀行から借りる道もあるし、事業団債を発行する道もあるけれども、一番手近なのは、飢害賠償基金といふものができた、そこで、この新しくできた飢害賠償基金から飢害権者、租賦権者と同じように金を借りる道を開くことが一番手つとり早く、一番安上がりである。そこで、それを借りたらどうだ。

石炭局長は、当然それはいいことである、そうしたい、こう言うわけですね。しかし、これは石炭局長がそうしたいと思つても、あなたのほうからいへばこれはだめになる。そこで、あなたのほうはイエスカノーかということなわけです。

○竹内説明員 実は飢害賠償基金のほうは三十九年度予算でどのくらい予定しておるか、ちよつとあれですが、飢害賠償基金の財政投融資で予定しておりました三十九年度分の資金はすでに全額飢害賠償基金に出しておるはずでございます。したがつて、基金の資金繰りをよく調べてみないとわかりませぬが、おそらく賠償基金としてはそのような余裕はないのではないかと存じております。

なってくる。なつてくれば、資金をどこからか供給しなければならぬ。供給源としては賠償基金が一番いいだろう、こういうのが私の結論なんです。そこで、三十九年度はもう過ぎたことですから、四十年年度については賠償基金から金を貸せるかどうか、こういうことなんです。そして工事が認可になればほとんど返してはいけいわけですから、これは返す金を持つておるわけですから、銀行でさえ無担保で金を貸してくれるという信用のある復旧事業団ですから、返せるのはすぐ返せるわけです。そこで、それを認めるかどうかという事です。

○竹内説明員 お答え申し上げます。

滝井先生御承知のように、鉱害復旧事業団は補助金と納付金で仕事をしておるわけでございます。原則的にはその二つの金で予定された仕事はできるはずでございますけれども、万一もしその金で足りないというようなきときは、やはり資金繰りの事情等を見てそのときの事情に応じて検討いたしてみたいというふうに考えております。

○滝井委員 それなら少し開き直ることになるのだけれども、一体、復旧事業団は、法律的に見て、基金から金を借りられることになっておるのか、なつていないのかということなんです。いまのようになつていないのかということなんです。いまのようになつていないのかということなんです。いまのようになつていないのかということなんです。

補助金と納付金だから、その補助金と納付金に行き詰まりができたときには検討しましょう、こういうことは、貸すということを前提にしてのもの、言い方なのか、貸すか貸さぬかわからないけれども、そのときの事情で検討してみようということなのか。まずこれは法律論をやつてみればわかると思うのです。一体、復旧事業団は鉱害賠償基金から金を借りる法的根拠ありやいなやということなんです。

○竹内説明員 法律的には可能であると私は承知しております。

○滝井委員 それがわかればいいわけです。

そこで、法律的に可能だとすれば、いまあなたの言われるように、納付金と補助金でやつてみ

る、しかし、すでに他のものに許さない事前着工、施設し工事というものを認めておる段階においては、単年度計画でなくて多年度計画ですか、当然金が不足して行くことは明らかです、客観的に見ると。そのときに、法律的には貸してもよろしいということになれば、それから先は、基金に金があるかないか、ないのでは振れませぬから、そこに余裕があり、貸す金があつて、しかも返す金は認可になればすぐ返せる、資金の運用上貸しておいてもたいして支障がないということになれば、法律的にいいという事はないですね。

○竹内説明員 そのときの鉱害復旧事業団の資金繰りの状況、それから賠償基金のほうの資金繰りの状況をそのときにおいで検討いたしまして、そこできめたいと考えております。

○滝井委員 それはわかるのでけれども、そのときは余裕ができれば貸しますか、こういうことなんです。法律的に考えて根拠あり、こういうことなんです。法律的には根拠はあるのですからね。

その法律上の根拠はどこにあるのですか、ちよつとそれを先に明らかにしましょう。法律上の根拠はあると言つたのだから。

○井上政府委員 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の第三十条でございます。これは基金の業務の範囲をうたつておる条文でございますが、「基金は、第十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう」としまして、二に「鉱害の賠償（復旧工事の施行を含む。）に必要な資金の貸付け」特にこの鉱害の賠償の中にカッコつけたしまして（復旧工事の施行を含む。）こうなつておりますので、法的には一応貸し付けができるということになります。

○滝井委員 そうすると、資金課長さん、三十条の二号ですね、業務の範囲の御説明をいまいただいたのですが、鉱害の賠償（復旧工事の施行を含む。）と書いてあるから、貸せる。あなたも、法律的にはよろしい、こうなつたわけですよ。そうしますと、結局あとは借りなければ動かないとい

う必然性があれば、これは貸すという言明をして差しつかえないのではございませんか。——どうも資金課長はこたわつておるようであるけれども、これはちよつとあなたで答弁がぐあいが悪ければ、少し上の人に来てもらつて——こは一番大事なポイントですよ。だから、理財局長か政務次官か、もうちよつと上の人に来てもらつて、これはあとになつてから、いや、あれは資金課長の思い違ひだつたんで言うのでは困るのでね。

○竹内説明員 お答え申し上げます。

従来、御承知のように、三十条の二号の規定は実際においては発動されなかつたものなのでございませぬけれども、滝井先生のお話は法律的にも非常にごもつともな話でございます。さうな場合にはこの規定を発動するかどうかということにつきまして、通産省ともなおよく相談したいと思つております。

○滝井委員 それではいかにぬのですよ。もうここで発動するということは、法律的に——法治国家ですから、何も支障ないでしょう。復旧事業団に金を貸さないという規定は、探してみてもどこにもないのですよ。貸すという規定しかないわけですよ。だから、通産省と相談をしてな御検討してみようというのでは、きょうの答弁にならないのですよ。

○竹内説明員 お答え申し上げます。

多少答弁がはつきりしなくて申しわけございせんでしたけれども、そのときの事情をよく考えまして、どうしても必要であるという場合には、法律的にも可能でありますので、貸し付けをすることを考えたいと思つております。

○滝井委員 それでは、いま言つたような施設し工事等もありませんから、基金は復旧事業団に金を貸すという確認を得たものとしますから、ひとつ間違ひないようになりませんか。これで基金が金を貸してさえやれば施設し工事も非常に順当にいくわけ、それで鉱害復旧の多年度計画も突が突ることになるわけで、これは非常な前進なんです。金がないときには金を貸して

れとは申しませんから、ぜひひとつお願いいたします。

次は、途中でちよつとやめた無資力鉱害の復旧に伴う復旧事業団の負担金の状況です。これは三十九年、四十年年度でつこうです。三十八年度でもかまいませんけれども、三十九年、四十年年度の内容をちよつと説明していただきます。

○佐成説明員 鉱害復旧事業団の負担であります。全国の鉱害復旧事業の九割を占めます九州鉱害復旧事業団について申し上げますと、負担金は、これは無資力鉱害の復旧に伴います。無資力の鉱害農地の義務的な支出であります。無資力の鉱害農地を復旧いたしました場合に暫定補償金を支払う、これが三十九年度三千七百八十九万円であり、四十年年度はおおよそ七千五百七十七万円という額に達するものと考えております。それから、無資力で地盤等を復旧いたしました、家屋自体の復旧費、これが三十九年度二千二百四十万円、四十年年度におきましては三千七百五十万円というふうな想定を立てております。また、農地の復旧に伴いますかんがい排水ポンプの維持管理費、これが三十九年度三十五万四千円、四十年年度におきましては百六十七万五千円というふうに現在想定いたしております。これら三つの義務支出を合計いたしまして、三十九年度四千八百四十四万円、四十年年度一億二千四百二十二万円という額になるものと想定いたしております。

○滝井委員 そうしますと、いまの四千八百四十四万円というものは、これは復旧費の一・八三％に当たる分がこれになるのですか。

○佐成説明員 ただいま御説明申し上げましたように、無資力鉱害復旧に伴います復旧事業団の義務支出がこの三項目になるわけでありまして、臨時石炭鉱害復旧法の法律上の制度から申しますと、この三つのうち、無資力鉱害農地の復旧に伴います暫定補償と、それからかんがい排水ポンプの維持管理費、この二つにつきましては、国が工事施行者を通じて支出いたします補助金の中からこれを支弁いたすということになっております。

それから無資力鉱害家屋自体の復旧につきましては、鉱業権者から徴収いたします賦課金の一部をもってこれを支弁するという法律上の制度に相なっております。

○滝井委員 そうしますと、暫定分とポンプの維持分は補助金から出す、それから家屋の復旧費については鉱業権者の賦課金から出す、こういうことになるわけですね。そうしますと、同じ事業団の出す経費でも、二つのものについては国の補助金から出、家屋等の復旧については賦課金から出すという事は、これは復旧事業団のベースから出すことになるわけですが、どうしてこれをこういうふうに分けなければならないことになるのかという事です。家屋等の復旧費は、昭和三十一年から臨時国土保全の立場から取り上げられることになったわけですね。そして地盤等の復旧費については国と県が金を出す。そして家屋復旧費で地盤等の復旧費と見られない部分については補助対象外で、これは有資力ならば鉱業権者が出す、賠償義務者が出すことになるわけですね。そうすると、無資力になったときに、賠償義務者でない事業団がこれにかわって負担をしなければならぬという理論的な根拠——法律は、臨鉱法の五十三条の二か何かにたぶんそう書いてある。しかし、これは鉱業権者が当然負担しなければならぬものを、なぜ復旧事業団がかわってそれを復旧することになるのかということがちょっとわかりかねるのです。ポンプの維持管理というものは当然鉱業権者がやらなければならぬものだが、国が補助金から出している。それから暫定補償は、理論的に言うと、復旧費の中に入る可能性のものなんです。そうすると、国の理論というものは、当然鉱業権者が負担をしなければならぬポンプの維持管理については補助金から出しておきながら、鉱業権者の負担しなければならぬ家屋の復旧費については復旧事業団に持っていくというものは、この三つのものをこう並べてみると、一貫した筋が通っていないですね。したがって、私の言いたいのは、家屋の復旧費についても、これは復旧事業

団のなけなしの金の中から取り上げるのじゃなくて、当然国の補助金の中に入れるべきだ、こういう理論なんです。そうしないと筋が通らないのじゃないか。非常に微に入り細をうがった分析になりませうけれども、やはりこういうところまで筋は筋として通しておかぬと、今後の復旧事業団の経理をわれわれが見る場合に、非常に混乱してわかりにくいのです。この点は、通産省ばかりでなくて、大蔵省の吉瀬さんのほうにも一体理論はどういう形でこういうことにしているのかということですね。

○佐成説明員 ただいま御質問の中で、有資力鉱害復旧の場合と無資力鉱害復旧の場合の制度につきまして、若干補足と申しますか、御訂正申し上げたいところがあるわけですが、ただいまの御質問の中で、無資力鉱害農地につきましては、暫定補償とポンプの維持管理費を国が間接的に補助しているという事は御指摘のとおりでございます。有資力鉱害復旧につきましては、暫定補償の金額とそれからポンプの維持管理費の金額、これを全部鉱業権者が負担しております。それから有資力の地盤等復旧の場合には、家屋自体の復旧費は全額鉱業権者が負担しております。そのことをあらかじめ申し上げまして、お答えに移りたいと思っておりますが、有資力、無資力を通じて暫定補償並びにポンプの維持管理費というものにつきましては、復旧費の補助という補助体系の対象にはいたしておらないわけでありませう。これは国の全体の補助体系というものと関係あることかと存じますが、たとえば農地の陥落と申しましたときに、これを物理的にかさ上げするということ、この物理的な復旧につきましては、直接的にこれは国土の保全、回復ということでございます。これを補助対象にいたすということでありませう。暫定補償、これは物理的な復旧と申しますよりは、地力の回復費を補償する制度でありませう。それからポンプの維持管理費も、でき上がりしましたそのポンプの設置、これを維持管理していくための経費でありまして、どうしても

金銭的な賠償になるわけでありませう。金銭的な補償でございますので、これにつきましては、直接的にこれを補助対象にするということは、国の補助体系全般の観点から申しましてふさわしくないのではないかとこの観点から、有資力の復旧につきましては全額鉱業権者の負担をいたしまして、それから無資力の鉱害復旧につきましては、これを事業団の事務経費補助ということで間接的に国が補助いたしまして、そのことによりまして結果的には国土の保全と民生安定を全うしておるといふ制度となっております。

それから経費の支弁の財源であります。先ほど先生御指摘のように、三十二年に臨時石炭鉱害復旧法の改正に伴いまして地盤等復旧というものが認められるようになりました。その際におきましては、確かに、これは無資力の地盤等復旧でございます。それから、賠償すべき者がいないわけでありませう。賠償すべき者がいないということは、家屋自体の復旧費が出ないということでありませう。これがために、復旧事業団が支弁する。それで、復旧事業団が支弁する財源は、鉱業権者に賦課する賦課金である、この有資力鉱業権者から徴収いたします賦課金をもって無資力の家屋自体の復旧をまかなう、これはこの臨時石炭鉱害復旧法の根本的な理念であります。鉱害復旧の促進というところが石炭鉱業全体の発達に資するものであるという観点から、石炭鉱業者のいわば連帯と申しますか、共同の理念に立ちまして、有資力の石炭鉱業者が無資力の家屋自体の復旧につきましては、その支出を行なうことが妥当であろうという観点から、そのような制度になっておる次第でございます。

○滝井委員 いろいろ詳しく御説明がありましたけれども、事業団が鉱業権者から徴収する賦課金というのは、復旧事業団はいま一体どの程度持っているのですか。

○佐成説明員 三十九年度におきまして鉱業権者からの賦課金は八千八百六十八万八千円ぐらゐに相なっております。四十年におきましては、これが九千五百九十四万四千円という程度に見込まれております。

○滝井委員 そうしますと、八千八百万程度と九千五百万程度の三十九年度、四十年の賦課金になるわけですが、こういうものは当然復旧事業団の人員費その他に充てられてしまいうわけでしょう。現在復旧事業団で、たとえば請負者が仕事をやりそこなうて、手直し仕事をやるうとしたときに、手直し仕事をやる金もない。それほど復旧事業団というものは資金的に行き詰まっております。したがって、さいせんせつかくい言質をもらったわけですが、賠償基金から金を復旧事業団に貸します、そうして繰り上げ仕事をやりませう、そうすると、これは事務的経費がなかつたら、せつかくい言質が動かないことになるわけですね。ちょっとやりそこなうても、それを手直しする金もないとなれば、そうすると、やりそこなうたままでははばり出すことになるわけですね。そこで、いまの賦課金から無資力鉱害の家屋等の金を出しになる、こういうことになってきた。しかし実際は、四十年に九千五百九十四万の賦課金が入ったところで、これは人員費その他が要るわけですね。調べてみたら、退職金の積み立て金もやっていないのです。そういう形ではあそこ働いた職員も不安定ですよ。山陽製鋼が倒れて、社内預金ももらえぬようになった、重役だけでもらうておったということでも困るのだけれども、そういう実態ですから、そこで私が言いたいの、さいせんから言うように、ちょっと計算をしてみたら、いまあなたの言われたように、家屋の四十年の復旧費が三千七百万あるわけですね。これが大体復旧費の〇・八ちょっとぐらゐ

に当たるのですよ。計算してみると、全復旧費の〇・九までにならぬようである。そうすると、いまの事務経費支分として三%とし出すようになりますが、予算要求のときはこれはたぶん四・八だったと記憶している。四・八要求したと思うのです。ところが、四・八要求して、大蔵省がこれを三%に削ったわけです。四・八あったら、手直しやら、それからい言ったような家屋の復旧までみなやれることになるのですよ。三千何十万、〇・八ちよつとしか当たらぬわけですから、四・八要求したのを三%に削ったのだから、大野伴陸式に、足して二で割るわけじゃないけれども、その三%に〇・八か九足してくるといい。だから、端数を切り上げて四%にしてやると、復興事業団の事務経費というものは、賦課金を取らずに潤沢にまかなっていけるわけです。そうすると、賦課金を今度は人件費やら、いよいよ困ったときの手直し工事、積み立て金等にも回すことができるわけですね。こういうわずかな金を切ったため、潤滑油にならないのですね。そこで私がお願したいのは、そのくらの手直しは、予備費五百億もありますから、二、三千万の金です。から——ゆうべ徹夜で勉強したから、このくらの金の修正はやつぱりやつてもらわなければいかぬと思うのですよ。この修正は、一体法律の改正をしないで済むのか、それともあなた方の行政のペースで何か政令をちよつといじればできることになるのか。家屋の復旧費を復興事業団の賦課金から出すのじゃなくて、特設のポンプや農地の暫定補償と同じように事務経費から出す。いまの三%を四%にだけ上げてもらうという事は、これは法律の改正を必要とするのか、それとも政令のペースでやっていけるのか。これは大蔵省でもどちらでもいいから、ひとつ……。

○井上政府委員 法律ではありませんで政令の改正になります。

○滝井委員 その政令を私知らぬのだが、ちよつと読んでみてくれませんか。

○佐成説明員 臨時石炭鉱害復旧法施行令の十二条の第二項でございませう。第二項を讀みますと、「法第九十七条第二項」これは復興工事の施行者の事業団に対する事務経費等の負担の規定でございませうが、この規定により「復旧工事の施行者が事業団に対し交付すべき金額は、当該復旧工事の復旧費の額に百分の一・八三を乗じて得た金額とする。」とございまして、この百分の一・八三というのが、現在の予算に基づきます比率でございませう。

○滝井委員 ことは事業団の事務経費を三%に引き上げたわけでしょう。そうすると、これはいまの一・八三を三に変えることになるわけですか。

○佐成説明員 四十年年度予算の議決がございまして、かつまた、臨時石炭鉱害復旧法の改正案、これらの議決がございませうれば、政令の改正が三%というところで取り進められる次第でございませう。

○滝井委員 わかりました。そうすると、法律が通って、予算が参議院の委員会を通過して本会議で議決されれば、それが自動的に今度は一・八三が三になる。今度ははつきりしてきた。そこで、それを四%にしてもらえば一切のものは解決するわけです。これははつきりしてきた。だから、あと一%出すか出さぬかということ。これは予算の大局にはたいして影響ない。やつたところで、三千万かそこらですからね。そこで、これはあなたのはもうわかっています。大蔵省がこれだけのものをやるかどうかです。いま言ったように、私、復興事業団の経理を洗って見たら、とにかく退職金の積み立て等もうまくいっておらぬし、貸し倒れ準備金もうまくいっておらぬです。鉱害事業量の調査費も復旧事業団に入っておらぬ。そうすると、今後復旧事業団を工事の主体、工事の施行者として無資力鉱害を全面的にやらせようとするれば、やはりそういう少し弾力的な金がないとだめなんです。そこで、あなた方が三%と削ったから、大野伴陸さんの喜ぶ、足して二で割る式じゃないけれども、三%を一%上げて

四%にする。幸い政令はこれから変えるのだから、これを今度ひとつ四%にしてもらいたいです。しかし、これは大蔵省と通産省の話し合いで、もう三%で予算を了承しているのに何を言うかと一喝してやられたらだめだから、ここでひとつ政治的に、吉瀬さんも来ておられるから、これを考えるかどうかということ。一%です。たった一%と考えてもらえば、四十年年度は非常にうまくいくのです。繰り上げ工事はやってもよろしい、金は貸すということになったのだから、金を借りたからには、それをうまく動かしていく事務経費がなければならぬ。それがうまくいかないと、貸し倒れ準備金も積み立て金もうまくいかないから、それを何ほかでも、スズメの涙でも、進むようにしてやらないと、これは話にならぬです。これはどうですか。

○井上政府委員 滝井先生御指摘のように、当初予算要求に際しまして、事務費の補助は四・八%という試算をいたしましたことは事実でございませう。しかし、その後予算折衝に際しまして、三%で私には了承をいたしましたわけですが、その理由は、当初予算要求に際しまして、まあこれは予算要決の常でございまして、私どもとしましては、無資力鉱害の復旧あるいは有資力の鉱害復旧、これをできるだけ早く、より多くやりたいという希望から、予算要求を相当多量に出したわけでございます。実際問題としては、予算を大蔵省が査定した——査定したことは違いないのですが、というよりも、実際に復興事業団の事務能力、これを私どもの考え方は年々増大させていきたい。つまり、農地復旧をいたしますにしても、これはやはり滝井先生御承知のように、相当高度のいろいろな設計技術その他を備えた人材をより多く増員しまして、それによって逐次そういうこととが迅速に行なわれるようにという配慮をいたしておるわけでございます。そういう事務能力の増大ということも来年度からさらに拡充していきたいという思想で考えておるわけですが、しかし一挙に飛躍的にそういう体制というのはなかなか

困難であるというふうな意味から、事務量一ぱい、それからまた、そういう人材の獲得、それに伴って事務が進捗する、そういう限度一ぱいの一応考えまして、事務量についても当初の要求よりも少し減らざるを得なくなつた。そういうふうなことに伴います。四・八%の補助は、一応三%程度でかすかすやっていると、それで穴が出るという計算にはなりません。ただ、私といたしましては、滝井先生御指摘のように、ではそれでおまへ十分かと言われれば、それは必ずしも十分でございませぬ。したがって、私どもの立場は、今後とも鉱害復旧の事業量を拡大していかなければならぬ立場でございませぬので、そういう点ともあわせまして、復興事業団の事務が経費のために遅延することのないように努力してまいりたいというふうな考えでございませぬ。

○滝井委員 私はきわめて論理的に筋を通して質問をしているつもりです。事業団の無資力家屋復旧の負担金というものをいさなければならぬ理論的な根拠も、法律には書いてあるけれども、薄弱なんです。他のものはみんな国のほうから事務経費として渡しているわけですからね。したがって、これは筋論からいっても当然事務経費に加えるべきだ。たまたまその加えるべき家屋復旧費と総事業量に対比させてみたら〇・八ちよつとになるのです。だから、〇・八分だけ足してもらえば筋が通ります。いまの三%に一%くらいを継ぎ足してやると四%にすれば、きわめて筋も通るし、事業団の仕事もうまくいく。そうすると、それは三千万かそこらじゃないか。それなら何ぞ来年を待たんや。何ぞそのときに行き詰まらぬから検討する必要がある。幸い政令も改正してないし、これからやるのだから、いまここでやつたほうがいい。浅見綱齋がかつて通鑑綱目という本を教えてくださいと言ったら、その師が浅見綱齋にいわく、何ぞ来年を待たんや。大みそかからやつたというのです。それと同じですよ。参議院で予算も通っておらぬし、衆議院でも法律は通って

ないのだから、このくらいのものは、何もここで、よろしい、四%にいたしましたと言ったところで、向こうに私たちが行って、待った、予算の修正をやらなければいけません。吉瀬さんどうですか。私は、当然そのくらいのことを言つて事務を円滑に運ぶべきだと思つております。政令でできるのだから。

○吉瀬説明員 たいだいまの先生のお話でございますが、ことしの予算の編成にあたりまして、通産当局と現行の体系でいろいろのものを考えてきた場合に、一・八を三に引き上げるといふことで十分まかなえるということでお互いに了承したわけでございます。ただ、滝井先生のおっしゃるようになりまして、いろいろの問題が生ずるわけでございます。私も実は論理的に一貫しておりまして、家屋の復旧と暫定補償とは違つて、と申しますのは、現在の公共事業また災害復旧等の場合におきましても、農地と家屋の間には固然と一線が引かれておるわけでございます。他の補助体系には個人関係もございまして、家屋はやや個人的色彩の強い資産になつてくる。一方、農地は、国土保全という従来の補助体系の一つの体系がある。こういう点から、従来この点には大きな線を引いておるわけでございます。今後この点を踏み切るといふことになりまして、他の補助体系全般との関連におきましてきつめて困難といわざるを得ないわけでございます。したがしまして、現行の体系で進む場合には、三%の現在の事務費、その他、賦課金、補助、それで十分であるといふぐあいにおきまして、現行体系が十分であるかどうかといふことは、いろいろ議論も出ましようが、これは予算全般を通ずるところでありまして、とにかく前年度の一・八を三に上げたといふことで何ぶん御了承を願いたいと思つてござい

ます。

○滝井委員 家屋等の復旧費の形で出すと目をはじくわけです。そこで、目をはじかないように、

事業団の事務経費というトンネルを通してろ過して出すわけですから、これは全く目をはじかないわけですね。そういう形でお出しなさいといふことですからね。だから他のものに影響するところは、ないのじゃないですか。しかもこれは何だつたら賦課金から出して、賦課金が不足するから賦課金を補つてやるという形でもかまわぬわけですね。だから問題は、今後どういふように賦課地の

にあつて触れていきますが、農地の復旧を円滑にやるかといふことが私は問題だと思つております。これは法律の改正でなくて、行政ベースの政令の書きかえだからいい。しかもこれから書きかえるので、一・八三を三にするといふのを四にすれば一切の問題が片づくのですから、これくらいやさしいことはない。あなた方が話し合つたからこれが金科玉条である、コンクリートされたものであるといふわけではないのです。上手の手から漏れた水を上げる、そういうためにこそ国会があるわけだから。だから私の言つておるのとは違つて、これは確信しているのです。これはあつた佐藤総理もいらつしやるから、総理までひとつ上げたいと思つておる。これは復旧事業団の事務がうまいくいかなかつたら何にもならぬのですからね。まだどうせやらなければならぬことがあるし、きょうは、十二時になりますからあと二つばかりで終わりにしますが、これはちょっとペンディングにしておきましょう。

次は、今度の復旧費の負担区分を変へるにあつて地方自治体の負担の問題があるわけですね。これはさいせん福岡議会からも陳情がございまして、ちよつと調べてみましたら、無資力については約五%ずつくらい負担率は軽くなつておる。ところが、有資力の農地と家屋については、三%から三・四%ずつくらい負担率が上がつておるわけですね。冒頭にお聞きしたように、三百四、五十億くらいのお金でも、現行の負担率とそれから改正後の負担率とで計算してみると、福岡県の資料で四十年から四十六年までの有資力賦課を見ますと、三十九億くらいの現行負担が、改定を

すると四十七億くらいになるのです。だから七億七千万ばかりの負担増、すなわち一割九分、約二割近くの負担増になるわけですね。一方、これは賦課権者の負担を軽減するためにやつたのだから、賦課権者の負担は、百二十三億から負担しなればならないのが、七十二億になつて、四割一分の負担軽減になるのです。これは四十年から四十六年までの賦課を見てちよつと計算したものです。復旧費はそのときは三百五十六億くらいなんです。が、国の負担増は二三・九%くらい増です。だから国が二割三分程度の負担増、自治体、特に県が二割程度の負担増、こういうことになるわけですね。そして賦課権者は四割一分程度の軽減、市町村は一割三分ちよつと軽減です。市町村の軽減したのはいい。賦課権者の軽減したのもいいけれども、県の負担を二割程度増加するといふことには問題がある。なるほど、無資力賦課、有資力賦課ともに、国土保全の意味からいつたら県には幾ぶん受益者負担の意味もあるから、するのが当然だといふけれども、何せ財政が火の車の産炭地の県です。これも法律でなくて政令であるわけでしょう。ここらあたりにも何か非常に問題があるのです。それで、やはりこれを直せといふ意向がきつちやう然として自治体から起つてきておる。だからきつちやうも議長なり知事がやつてきたと思つてすけれども、こういう点は石炭局なり、大蔵省は一体どう考えるのかといふことですが、これは自治省もいづれ次会には来てもらつてもう少し聞かなければいかぬと思つておる。これは自治体負担、特に県負担を有資力の場合にふやしたといふ理論的な根拠ですが、これをまず先に明らかにしていただきたいと思つておる。

○井上政府委員 御指摘のように、今回臨証法に基づきます補助率の引き上げを政府としてはきまつたわけでございます。特に、無資力関係につきましても、国の補助率は大体三割アップといふこと今回予算を組み、そういう方針でやつてまいりたいといふふうに考へておるわけでありまして、県が、ただいまも御指摘がありましたように、県の

関係につきましては、無資力につきまして現在一%くらいの負担が、農地でありまして一四%くらいの負担になるといふことは事実でございます。ただ、同じく御指摘のように、逆に県の負担率は減つておる面もございまして、私どものほうの計算によりますと、福岡県を例にとつて、この補助率の引き上げによりまして県当局とされましては大体三千六百万円程度の負担増といふことにならうかと思つておる。しかし、滝井先生御承知のようになり、県財政につきましては、特別交付税の制度あるいは普通交付税の制度等もございまして、そのうちの約六割程度はそういう交付税体系によつて補てんされるといふふうに考へておりました。したがしまして、先ほど御指摘がありましたような何十億といふような負担にはならないといふふうに考へております。なお、御承知のように、臨証法の体系によりまして、無資力関係につきましては、これは国と都道府県で負担して復旧をするという制度にたゞいまなつておるわけでございます。有資力は、言つてもなく、賦課賠償の責任は賦課権者になりますので、これは当然主体が賦課権者になるということになるわけでございます。したが、無資力につきましては金銭賠償をする主体がなくなるわけでございますので、臨証法におきましては、国土保全あるいは民生安定という見地からとしまして、国土保全あるいは民生安定と復旧しようといふような思想から、国が主体になつて復旧しよう、しかし、その場合に、趣旨が国土保全であり民生安定であるといふような見地から復旧するわけでございますので、単に国だけがやるのでなしに、受益者——といふと語弊がありましようが、民生安定等の見地もあつてやはり府県におかれましては一部負担されるのが適當でないかといふような考へ方である現在の臨証法の体系が組み立てられておるわけでございます。そういう見地から、やはりこの程度の国の補助率の引き上げに伴ひまして府県におきましても御負担をいたされたら、いといふふうに考へておるわけでございます。

○滝井委員 県が全然負担をしないとは言わぬ

わけです。これはやはり負担をするのには限度があると思ふのです。それで、いま三百五十六億程度と言いましたけれども、さいぜん、八百億になんたんとする鉾書が出てくると御説明になったように、そういうことになりまして、この県の負担が、七億というものが十四、五億というふうなことになるってしまふのです。四十六年度までを計算するとですね。そうすると、なるほど、六割程度は普通交付金や特別交付金でくれるかもしれないけれども、特別交付金は御存じのように全然ひもつきでないし、入っておるか入ってないか、はっきりわからぬわけですね。そういう不安定な財源でなく、きちっとしないと話にならぬわけですね。そこで、やはり交付税は交付税として、自治省のベースでものを解決するのではなくて、個々の通産局ベースで一応ものを解決して、その上で最小限のものは自治省のベースでやる、こういう形でやらないと、いたずらに政策が複雑になってくるわけですね。そこで、受益者負担として、あるいは民生安定上の責任を地方住民にきわめて密接した政治を行なっておる県なり市町村が持つとすれば、負担し得る限界はやはり一割ですよ。生活保護は二割。いま生活保護でも、八割の補助で、二割ではたいへんだから、国の補助を九割にしてくださいという要望が非常に強い。なかなか大蔵当局はイエスと言わなければいけません。しかし生活保護よりも、県の立場というものはもっと被害者の立場にあるわけですね。自分の県の県土の下を掘りくり返されてしまったわけですから。しかし、いままで鉾産税は県が取ったわけではないし、市町村が取っておった。事業税、法人税は取っておったかもしれないが……。だから現実には非常に大きな被害を受けている。だから、全然負担しないとは言われないが、一割七分では多過ぎるのではないかと。これは地方財政の問題と一緒の問題がありますけれども、とにかく多い。だからこれは何らかの形で負担軽減をやる必要がある。多賀谷さんも細谷さんいろいろな角度からの御質問すると思ひますが、もう少し残しておきたい。

もう一つ最後に、昭和三十七年から合理化の方式が充足したわけですね。そして、三十九年度が終るうとしておるわけですが、閉山炭鉱がその新方式にかかると、交付金以外に鉾産権者が鉾書賠償に充当しなければならぬ自己資金というものは一体どの程度必要と見ておるか。三十七年から三十九年までの買い上げの見直しは大体ついておるわけですから、そのついでに三十七年度の交付金は持つております。積み立て金なり保証金として押えておる。しかし、それ以外に自己がやらなければならぬものが相当あるわけですね。これは一体どの程度自己資金というものを必要とするかということですね。

○佐成説明員 新方式の整理交付金が実施されて以来、整理交付金の中から約三十五億の鉾書賠償分の留保をいたした次第でございます。その中から合理化事業団が約四億の鉾産権者を鉾産権者にかわりました。代位弁済をいたしております。残額約三十億が合理化事業団の手元に留保されておりました。これは合理化事業団が代位弁済いたしますれば、そのまま鉾産権者の賠償ということと賠償が完済されるわけでございます。その間は鉾産権者がこれを別途自己資金あるいは鉾書賠償基金からの借り入れで充当してまいるというふうな形態で賠償を履行しておる次第でございます。

○滝井委員 いま三十五億の留保をしておる、その中で四億円だけは鉾書賠償に代位弁済をした、そうするとあと三十億残っております。これは当然のことです。これは押えられてしまっておるわけですから、鉾産権者は、鉾書がばく大に多いわけですから、その交付金だけでは不足をするということは明々々々だから、その交付金以外の自己資金というものは一体幾らぐらい見ておるかということですね。

なわけでございますが、復旧をどの程度で速度で行ないますか、これによりまして毎年賠償等の金銭賠償の所要額も変わってまいりますので、この復旧等の一時賠償の処理、これは鉾産権者や被害者賠償の原則に基づきまして、鉾産権者と被害者と話し合いをして進捗させる筋合いのものでございまして、その成り行きいかんによりましてかなり変動的なものでございます。

○滝井委員 そうですね、必要とする自己資金というものは、現在きわめて可変的なものであるためにやらない、こういうことですか。

○佐成説明員 可変的でございますのは、これは当事者賠償主義の結果やむを得ないところでございます。新方式の整理にかかります炭鉱の鉾書量、これをどのように臨時石炭鉾書復旧法に基づいて復旧を進め、あるいは自己復旧するかということの長期的な計画につきましては、四十年年度におきまして、全国鉾書調査の実施の結果を見まして国としても長期的な計画を立案し、それに基づきまして、一時賠償、これは臨時石炭鉾書復旧法に基づきまして復旧も含まれて計画を組まします。その上で、その間におきます毎年賠償と金銭賠償所要額を計算いたしますれば、総計としての所要額が出る次第でございます。その中から合理化事業団の留保しております留保額を差し引きますと、鉾産権者の別途所要資金が算出される次第でございます。

○滝井委員 それじゃ、少し角度を変えてもう少しわかりやすくして終わりますが、あなた方は今年無資力鉾書の復旧のために幾ら要求をして、総額幾ら認められましたか。

○佐成説明員 当初予算要求におきましては、二十億円の無資力鉾書復旧事業をいたしたいということと要求申し上げたのでございますが、いろいろ工事能力の観点とか、あるいは一般のこういう子算の規模というふうな観点から、先ほど石炭局長が御説明申しましたように、十二億九千万円という事業量を四十年年度において実施することになりまして、復旧事業団の事務的な経費というものは

○滝井委員 そこで、二十億要求をして、六割二分くらいに当たりましょうか、認められたということになるわけですね。そうしますと、これはどういふことが起こるかというのと、あと四割というものは来年送りになるわけですね。そうすると、そこに一体何が要るかと、結局補償が要るわけですね。そうすると、その金だけがもうむだになる。むだといつても、国土保全の見地からいって非常に農民についてはいい面もあるが、困る面も出てくるわけですね。この復旧までの減収の補償が行なわれないうままではやっぱり出される可能性のあるわけですね。ここを合理化事業団に買い上げてもらって、鉾産権者を抹消して交付金をもらった。しかし、三十億の金は留保されたまま。その留保された金は、話がきちんとつくと動かさない。あとは自己資金で払う能力があればいいが、大手はとにかくとして、中小は払えない。この自己資金を必要とするということは中小に非常に多いが、中小は支払い能力は皆無です。この農民はずっと泣いていかなければならぬことになるわけですね。だから、無資力鉾書が急速にふえていく、鉾書の復旧も急速にふえていけばいいが、そうならないのです。鉾書復旧の割合は、昭和二十七年に二百五十万円くらいのものが今回の十何億になったというものは、なるほど五、六百倍くらいにふえております。しかし、事務経費やその他がそういう状態です。ふえていくかというところ、そうではない。事務的な面においてもチェックされる。それから復旧の総額についても、非常に大きな要求を毎年やるけれども、半分か六割くらいしか認められない、そうして年々補償というものは送られていくということになれば、そのしわはどこに寄っていくかというのと、全部農民に寄っていくわけですね。それから復旧に対する分については自治体の県に負担増がかかってくる、こういう形です。それで早期の復旧をおやりになろうとするならば、もはや、復旧費の予算を大幅にふやして、復旧事業団の事務的な経費というものは

○佐成説明員 ただいまの御質問でございますが、これは復旧のための納付金等の一時賠償のための所要資金と、それから毎年賠償と、両方必要

○滝井委員 八



を相当思い切って入れていかないと、これはとてもいけないのです。だから、ほんとうに農地が重要な国土であり、民主安定上必要なものだとするならば、ここらあたりは少し思い切った施策をとらぬと、いまのように大都会近郊の農地はどんどんつぶされ、日本の耕地が少なくなっていくという状態のもとでは、猫額大のたんぼしか持たない日本にとつては非常に不経済です。早く地方回復をしてやっつて、農民が喜んでそれを耕せる方策をすみやかにやらぬと産炭地の農民をますます困窮におとしめることになるわけで。ことしも二十億要求して六割ちよつとしか認められなかったのですから、そのために起こる不払いというものはおそらく五、六千万くらいになるでしょう。四割くらい切り落とされておそらく不払いになるでしょう。そういう不払いになった農民は激高することになる。単に国土を回復して民生安定をはかるばかりでなく、そういう不払いの面からの社会不安を排除して民生安定をはかることも必要です。こういう意味でこれは私は相当考えてもらわなければならぬ問題点だと思つてます。こういう点はもう少し大蔵大臣なり総理に知ってもらつてきちんとしてやらぬと、炭だけは掘らして、あとは野となれ山となれということでは困る。

きょうは一応そういうことで、また次会にさしてもらいます。

よりに決しました。  
なお、参考人には、右二法案の審査中、必要に応じて随時出席していただくこととし、その手続等につきましても委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次会は、明二十六日午前十時から理事会、十時五十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

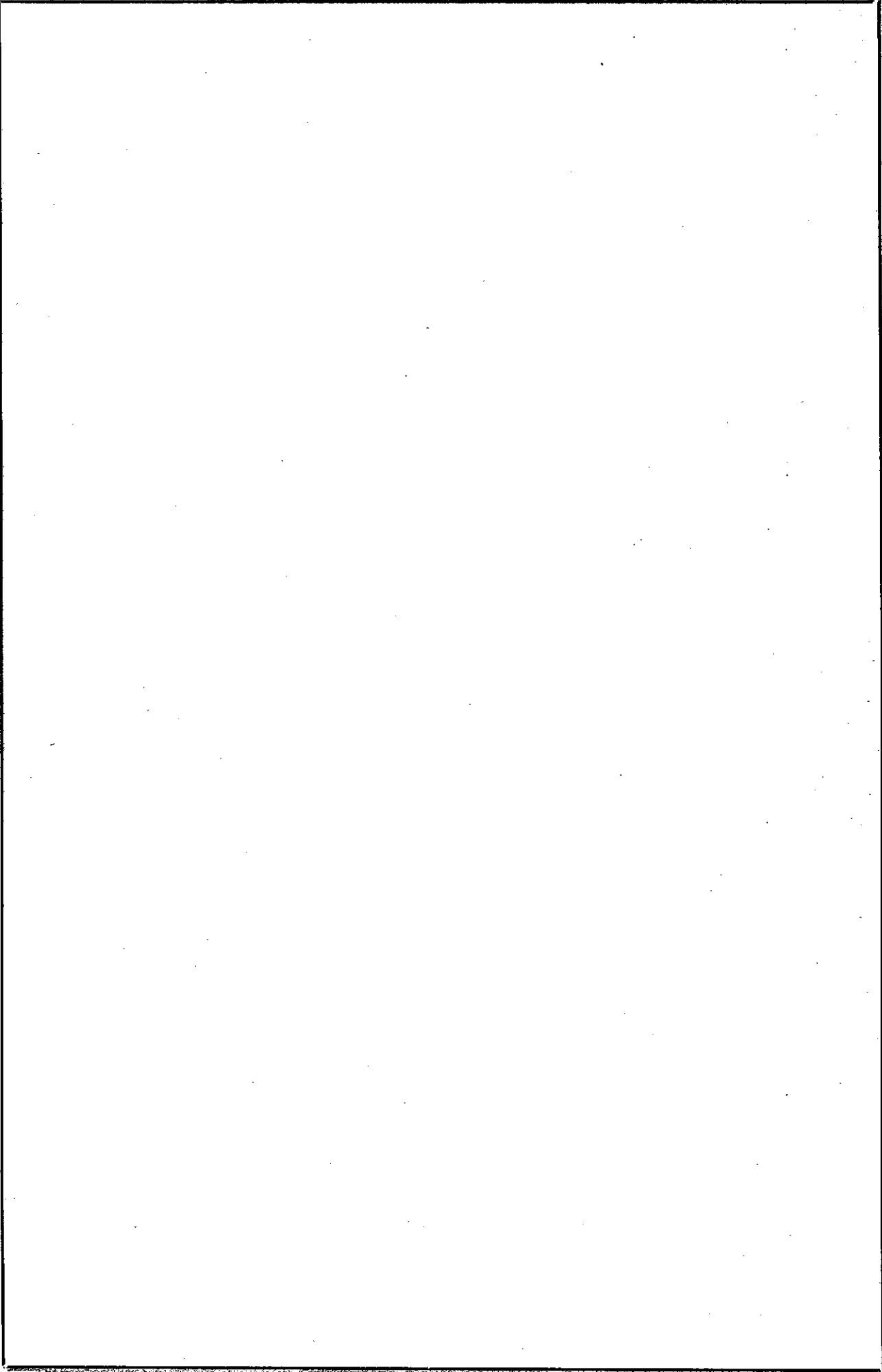
午後零時二十分散会

○加藤委員長 この際、参考人の出頭要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、ただいま議題となつております五法案のうち、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案審査のため、九州鉱害復旧事業団理事長で鉱害賠償基金理事長の天日光一君に参考人として出頭を求めるとにいたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつてさ



第二類第四号

石炭对策特別委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十五日

昭和四十年三月二十九日印刷

昭和四十年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局